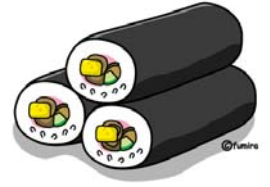


ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・22年2月号



★有害物質を分解!? アロマセットのマルチ・・・北九州市立消費生活センター

(相談事例)

最近、友人からよい香りがするので何の香水か聞くと、アロマの香りだとのこと。その友人から、「よい香りがするだけでなく、消臭効果があり、有害物質も分解する。」と説明されました。

購入する方法を尋ねたところ、マルチ商法の組織に加入する必要があり、入らないかと勧誘されました。人を誘えば収入になると言われましたが、アロマポットとオイルのセットが50万円と高額なので、心配なのですが・・・。(20歳代 女性)

(問題点)

マルチ商法に関する相談内容の多くは、人を誘えば「儲かる」と勧誘されたというものですが、他人に商品の説明をし、その商品を購入してもらうことは簡単なことではないので、実際には購入した商品代金の支払いが困難になりがちです。

また、勧誘者は商行為に関して素人なので、説明がオーバートークとなる傾向もあります。マルチ商法は、「特定商取引に関する法律」の「連鎖販売取引」に該当し、事実と違うことを告げる勧誘は禁止されています。

(アドバイス)

契約にあたっては、勧誘者の言葉を鵜呑みにせず、その商品が必要なものかどうかを冷静になって考える必要があります。なお、連鎖販売取引の場合、契約しても20日以内であれば無条件解約のクーリングオフを行使することができます。

★新聞の契約は慎重に・・・久留米市消費生活センター

(相談事例)

突然、新聞が2紙一緒に入りだしました。A新聞とは契約した覚えはありません。現在購読しているB新聞は5年契約していて、あと1年残っています。B新聞の契約書はありますがA新聞の契約書はありません。A新聞は必要ないので、断りたいのですが。

(事例処理)

センターからA新聞販売店に確認したところ、3年前に訪問販売で、1年間の契約をしていた記録がありました。相談者に契約書を見せると、相談者が書いた字に間違いがないことを確認しました。相談者に、契約について「訪問販売で契約した場合、契約日を含め8日間は無条件で契約を解除できるが、それ以降は契約期間を決めていた場合、一方的にやめることはできず、販売店との話し合いによる解決になる」ことを説明し、センターにてA新聞販売店と相談者で話し合いを行った結果、B新聞契約終了後、A新聞を購読することで解決しました。

(アドバイス)

訪問販売による新聞の契約は、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。しかし、その期間を過ぎると、消費者からの一方的な都合による解約は難しくなります。また、新聞契約は先々の契約が多く、契約した本人がすっかり忘れてトラブルになることが多くあります。

トラブルを避けるためには、契約期間については慎重に検討して契約しましょう。契約書は、内容を確認後自分で書き、契約書は必ず保管しましょう。

困ったときは、
気軽にご相談
下さい



●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県	092-632-0999	(日曜日でも電話相談可)
福岡市	092-781-0999	(第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999	(土曜日でも相談可)
久留米市	0942-30-7700	
飯塚市	0948-22-0857	
宗像市	0940-33-5454	

* 電話のかけ間違いにご注意下さい。